

2020年8月6日

新型コロナウイルス感染症対策に係る託送料金等の特別措置
(支払期日の延長および対象月分の追加) について

当社は、新型コロナウイルス感染症の影響による休業および失業等で一時的に公共料金の支払いが困難となるお客さまへ電気を供給している小売電気事業者さま等について、託送料金等の特別措置（支払期日の延長）を講じております。

（2020年3月19日、東北電力株式会社よりお知らせ済み）

（2020年4月24日、2020年5月13日、2020年6月24日、2020年7月20日当社よりお知らせ済み）

新型インフルエンザ等対策特別措置法にもとづく新型コロナウイルス感染症に関する政府の緊急事態宣言は、2020年5月25日に全面解除されましたが、現在、感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる状況となっております。

このような状況を踏まえ、当社は、託送料金等の支払期日の延長および対象月分の追加を目的に、7月20日にお知らせしている特別措置の内容を一部変更することとし、「託送供給等約款以外の供給条件」および「離島供給約款以外の供給条件」の設定について、2020年8月4日付で経済産業大臣に認可・承認申請を行い、本日、認可・承認されました。

記

※下線部が前回（7月20日）からの変更箇所です。

【小売電気事業者さま等】

1. 特別措置の適用対象

「新型コロナウイルス感染症の影響による休業および失業等で、都道府県社会福祉協議会より一時的な資金の緊急貸付を受けているお客さま（当該緊急貸付を受けようとしているお客さまを含みます。）であって、一時的に電気料金の支払いが困難であるお客さま」または「一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断したお客さま」へ電気を供給している小売電気事業者さま等であり、当社に特別措置適用の申出をされた小売電気事業者さま等

2. 特別措置の内容

接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金^{※1}の2020年3月分から2020年9月分までの料金算定日を原則として以下のとおり延長いたします。

対象となる託送料金	今回の特別措置	【参考】前回の特別措置 (7月20日お知らせ済み)
2020年3月分 ^{※2} 、4月分	5カ月間延長	5カ月間延長
2020年5月分	<u>5</u> カ月間延長	4カ月間延長
2020年6月分	<u>4</u> カ月間延長	3カ月間延長
2020年7月分	<u>3</u> カ月間延長	2カ月間延長
2020年8月分	<u>2</u> カ月間延長	1カ月間延長
2020年9月分	<u>1</u> カ月間延長	—

【飛島、粟島および佐渡島において当社と電気のご契約をいただいているお客さま】

1. 特別措置の適用対象

新型コロナウイルス感染症の影響による休業および失業等で、都道府県社会福祉協議会より一時的な資金の緊急貸付を受けているお客さま（当該緊急貸付を受けようとしているお客さまを含みます。）であって、一時的に電気料金の支払いが困難であり、当社に特別措置適用の申出をされたお客さま、または当社に特別措置適用の申出をされ、一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断したお客さま

2. 特別措置の内容

2020年3月分から2020年9月分までの電気料金の支払期日^{※3}を原則として以下のとおり延長いたします。

対象となる電気料金	今回の特別措置	【参考】前回の特別措置 (7月20日お知らせ済み)
2020年3月分 ^{※2} 、4月分	5カ月間延長	5カ月間延長
2020年5月分	<u>5</u> カ月間延長	4カ月間延長
2020年6月分	<u>4</u> カ月間延長	3カ月間延長
2020年7月分	<u>3</u> カ月間延長	2カ月間延長
2020年8月分	<u>2</u> カ月間延長	1カ月間延長
2020年9月分	<u>1</u> カ月間延長	—

※1 小売電気事業者さま等が、当社設備を介して当社エリアに電気を供給する際の料金。

小売電気事業者さま等から当社に対して、お支払いいただくもの。

※2 料金算定日および支払義務発生日が2020年3月19日以降となるものに限りです。

※3 支払期日は、検針日の翌日から30日目を行います。

■小売電気事業者さま等からのお問い合わせ先

詳細につきましては、当社ネットワークサービスセンターまでお問い合わせください。

《お問い合わせ窓口》

ネットワークサービスセンター TEL. 0570-783501

【受付時間】

平日（祝日・土曜・日曜除く）：午前9時から12時、午後1時から午後5時まで

■飛島、粟島および佐渡島において当社と電気のご契約をいただいているお客さまからのお問い合わせ先

詳細につきましては、東北電力株式会社お客さまセンターへお問い合わせいただくか、お近くの当社事業所窓口までお越しください。

《お問い合わせ窓口》

東北電力株式会社 お客さまセンター TEL. 0120-175-466

【受付時間】

平日（祝日・土曜・日曜除く）：午前9時から午後5時まで

※離島供給のお客さまの各種受付につきまして、東北電力株式会社が代行いたします。

《お申し込み窓口》

【受付時間】

平日（祝日・土曜・日曜除く）：午前9時から午後5時まで

山形県

○ 酒田電力センターお客さまサービス課（酒田市千石町一丁目12番34号）

※飛島にお住いのお客さま

新潟県

○ 村上電力センターお客さまサービス課（村上市二之町6番36号）

※粟島にお住いのお客さま

○ 佐渡電力センターお客さまサービス課（佐渡市中原701）

※佐渡島にお住いのお客さま

以 上